

平成26年度 第1回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成26年7月23日(水)午後1時30分～午後3時10分
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、機械担当係長、計画課長、公園建設係長、道路公園課長、総務課長、学務課長、管理係長、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
 - (1) 前回議事録の確認(資料1)
 - (2) 審議案件
平成25年度後期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・工事契約一覧(資料2)
 - ・物品契約一覧(資料3)
 - ・委託等契約一覧(資料4)
 - ・設計・測量等契約一覧(資料5)
 - ・審議資料(抽出案件一覧)(資料6)
 - (3) 報告事項
工事等の入札不調について(資料7)
設計等委託成績評価の導入について(資料8)
平成25年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について(資料9、10)
 - (4) その他
次回開催日程
- 6 会議の内容
前回議事録の確認について
全委員了承

平成25年度後期入札案件の参加資格設定経過等について(審議)
抽出案件の説明
(委員)
今回の抽出した案件について、抽出理由を説明する。
 - 1 練馬区立岩井少年自然の家空調機設置および給湯設備改修工事
区内業者に決まったが、地元には適当な業者が無かったのか。また、区内業者で工事費が割高にならないのか確認したい。

- 2 路面改良工事（その12）
落札率が100%となった入札経過を確認したい。
- 3 西部公園等施設塗装工事（その2）（単価契約）
西部公園等施設塗装工事（その1）（単価契約）
東部公園等施設塗装工事（その2）（単価契約）
任意指名競争入札と特命随意契約に分けた理由を確認したい。
- 4 夏の雲公園広場塗装工事
仮称練馬区立土支田二丁目緑地整備工事
練馬区立開進第四中学校樹木移植等工事（第一期）
不調となった理由を確認したい。
- 5 空気清浄器の購入
落札率が低くなった理由を確認したい。
- 6 救助袋の購入
落札率が低くなった理由を確認したい。
- 7 平成25年度学習机・椅子・天板の購入（単価契約）
音楽椅子ほかの購入
平成25年度学習机・椅子の購入（単価契約）
特命随意契約の理由を確認したい。

抽出案件1 練馬区立岩井少年自然の家空調機設置および給湯設備改修工事
（事務局）

岩井少年自然の家は、昭和60年3月に当時の千葉県岩井市、現在の南房総市に建設され、小・中学校の臨海学校・移動教室等での利用のほか、区内の生涯学習団体も利用できる校外施設である。

当該工事の内容は、児童・生徒が宿泊する大部屋、職員宿泊室にエアコンを新設するほか、老朽化した風呂用給湯設備をボイラー方式からヒーター方式に改修するものである。

区内事業者優先の案件だが、過去の校外施設の工事で、入札参加事業者が少なかったことから、受注制限対象外工事とし、区外の事業者も参加可能な制限付一般競争入札とした。

東京電子自治体共同運営に登録のある業者であれば、地元業者も入札に参加できる。入札には区内1者、地元業者1者を含む区外4者の5者が応札し、区内業者が落札率87.7%で落札した。地元業者は最低制限価格未満のため失格となった。

(委員)

地元業者が最低制限価格未満の価格で応札したということは、もう少し安くできる可能性があったのではないか。

郊外施設を運営していく中で、地元業者の活用は必要なことである。一定の質が確保できるのであれば、できるだけ安くかつ地元業者が望ましい。

(事務局)

東京電子自治体共同運営に登録している郊外施設の地元業者は多い。小規模案件では、地元業者に限定して発注することもある。

(委員)

地元業者であれば交通費等がかからないと思う。予定価格はどのように算出したのか。

(施設管理課長)

機械はメーカーの見積りから、工事施工部分は区が積算して算出した。交通費は積算に含めていない。

(委員)

案件によるが、地元業者を活用したい。

(委員)

公平な競争の結果ならば、やむを得ない。

(委員)

予定価格積算の精度はいかがなものか。

(施設管理課長)

本案件では、機械の価格の割合が高かったため、予定価格の算出が難しかった。入札結果の状況によっては、今後検討していきたい。

(委員)

予定価格の妥当性を検証する機会はあるか。

(施設管理課長)

見積り等が適切であったか、他の工事も勘案しながら、ある程度まとまった段階で検討したい。

(委員)

予定価格には値引きの予測も入るが、実際の取引価格と比べてどうなのか。制度として予定価格が妥当であったか検討する機会が必要である。本案件の結果をみると、千葉県は練馬区より安いと推測できる。

(施設管理課長)

一概に見直すことは難しいが、空調工事については、本案件の結果を鑑み、検討したい。

(委員)

現状、予定価格の算出と見直しは各課に任されており、その適正性は入札監視委員会において委員が確認しているが、この制度のままで十分か疑問である。区内部で、見直す機会や制度の必要性を検討してほしい。

委員会最終意見

区内部で予定価格を検証する機会が必要である。

抽出案件2 路面改良工事(その12)

(事務局)

当該工事は、交通上支障をきたすアスファルトのひびわれ等を舗装し直すほか、損傷した側溝や集水枡の取り換えを行う工事である。

共同運営格付がB・C・Dランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を行った。

入札には6者から参加申請があり、開札の結果、4者が辞退、1者が不参加、残る1者が落札率100%で落札した。

本案件は、技術者や作業員の確保が困難等の理由で、辞退や不参加による入札不調が多く発生した時期に入札を実施した。このため、落札業者は他の入札参加業者が辞退することを見込んで予定価格100%で応札し、結果、見込みどおり他事業者が全て辞退したため、落札率100%で落札できたのではないかと推測される。

(委員)

入札は建設工事費が高騰している時期だったのか。

(事務局)

土木の業界団体によると、秋以降、区発注以外の工事も抱えていて、手をあげづらい状況にあったようだ。26年度契約については、5、6月等にも分散して発注

するよう工夫している。

(道路公園課長)

平成 25 年度は年末に不調が多かった。その理由の一つには、労務単価の高騰がある。本案件で応札が 1 者であったのは、作業員や技術者の確保が困難だったことが大きいと思う。

(委員)

不調が多発した後、労務単価の見直しはしたのか。

(道路公園課長)

短期間で労務単価や資材単価が上がったため、平成 26 年 2 月、東京都でも実質価格に見合う単価の見直しが行われた。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件 3 西部公園等施設塗装工事(その2)(単価契約)
西部公園等施設塗装工事(その1)(単価契約)
東部公園等施設塗装工事(その2)(単価契約)

(事務局)

当該工事は、区が指定する公園等のベンチ・遊具等の塗装工事で、工事内容はいずれも同様である。

塗装業者には零細業者が多いため、区内を 4 か所に分割し、区内業者を対象に希望制指名競争入札を行った。

順番に開札し、最初の案件で落札した業者が 2 件目以降に札を入れていた場合は、受注制限により無効とした。

いずれの案件も 7 者から 9 者の参加申請があり、開札の結果、1 者辞退、1 者不参加、残りの 5 者から 7 者は全者最低制限価格未満で失格となり、いずれも不調となった。

応札した全者が最低制限価格未満となった理由としては、労務単価の改定による予定価格の増額を見込めなかったことが想定される。労務単価の改定についてはホームページ等で周知しているが、改定後は新労務単価で予定価格を積算していることが十分業者に行きわたらなかつたものと思われる。

平成 26 年 2 月の労務単価改定の際には、新労務単価で予定価格を積算したものについては、その旨を公告書や指名通知等に記載してお知らせしている。

公告期間が必要な希望制指名競争入札を再度行うと十分な工期を確保できないため、参加申請のあった業者のうち辞退と不参加の者を除く全者を指名した任意指名競争入札に切り替えて再入札を行った。

再入札の開札の結果、西部公園等施設塗装工事(その2)は単価合計41,500円、西部公園等施設塗装工事(その1)は単価合計41,000円で落札となった。東部公園等施設塗装工事(その2)については、指名した5者のうち1者は最低制限価格未滿、4者は受注制限等により無効となったため、再度不調となった。

再々入札を行うと工期に間に合わなくなる可能性があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、前年の受託業者と単価合計48,000円で特命随意契約を締結した。

(委員)

西部、東部で塗装工事の契約方法が異なると見受けられたが、手続を経て結果的にそうなったという事であれば、理解した。

(道路公園課長)

契約方法が異なる事から契約単価の違いが出てきているが、作業内容は公園の遊具等の塗装であり、東西同じ作業である。

(委員)

単価の単位は何か。

(道路公園課長)

遊具や建物の延べ面積の合計になる。

(委員)

増加率は人件費の率と考えて良いか。

(道路公園課長)

塗料のアップは当然あるが、それ以上に人件費である労務単価の増加が大きい。上がった労務単価で積算はしているが、それ以下で出来るという業者の金額判断になってきている。

(委員)

労務単価改定の周知が十分でなかったために不調に終わったが、最終的には、新たな労務単価を適用して特命随意契約をした、という説明で良いか。

(事務局)

2回目の入札の際、指名業者に対して、予定価格に一番近い金額を周知した上で入札を行った。2回の入札でも落札しなかった案件については、特命随意契約を行った。その後の労務単価改定後の入札では、公告や指名通知を送る際に、新しい労務単価で積算している事を周知した上で入札を行うようにしている。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件4 夏の雲公園広場舗装工事

仮称練馬区立土支田二丁目緑地整備工事

練馬区立開進第四中学校樹木移植等工事

(事務局)

夏の雲公園広場舗装工事は、土系の舗装を行う工事である。

造園工事に登録のある下位ランクの業者を対象に希望制指名競争入札を行った。

希望のあった2者に5者を任意指名して開札した結果、4者が辞退し、応札した3者はいずれも予定価格超過のため不調となった。

応札のあった3者で同じ日に再度入札を行ったが、2者が辞退し、応札した1者は予定価格超過のため、再度不調となった。

再度入札で応札した業者と価格交渉を行った結果、予定価格内の見積りが提示されたため、落札率98.9%で不調随意契約を行った。

不調の理由としては、年末にかかる工事で技術者等の確保が難しい中、小規模な工事のために金額を下げても落札したいという業者が少なかったものと想定される。

次に、仮称練馬区立土支田二丁目緑地整備工事は、敷地の造成、植栽、排水設備や管理施設等の整備を行う工事である。

造園工事に登録のある下位ランクの業者を対象に希望制指名競争入札を行った。

希望のあった2者に6者を任意指名して開札した結果、6者が辞退、1者が不参加、応札した1者は予定価格超過のため不調となった。

応札した1者を対象に、同じ日に再度入札を行ったが、辞退したため再度不調となった。

「人員の確保が困難」との辞退理由もあり、工期も迫っていたため、8者を任意指名した指名競争入札に切り替えて10日後に再入札を行った。

開札の結果、2者が辞退し、応札した6社が予定価格超過のため、同じ日に応札した6者で再度入札を行ったが、4者が辞退、1者が不参加、応札のあった1者は

予定価格超過のため再度不調となった。

再度入札で応札した業者と価格交渉を行った結果、予定価格内の見積りが提示されたため、落札率 99.9% で不調随意契約を行った。

不調の理由としては、夏の雲公園の工事と同様に年末から年度末にかかる工事で技術者等の確保が難しい中、小規模な工事のために金額を下げてまでも落札したいという業者が少なかったものと想定される。

次に、練馬区立開進第四中学校樹木移植等工事は、開進第四中学校の校舎建替えに伴い、樹木の移植等を行う工事である。

造園工事に登録のある下位ランクの業者を対象に希望制指名競争入札を行った。

希望のあった 5 者に 3 者を任意指名して開札した結果、7 者が辞退、応札した 1 者は予定価格を超過していたため、同じ日に、応札した 1 者を対象に再度入札を行ったが、予定価格を大幅に超過していたため、価格交渉は行わずに不調とした。

対象を上位ランクに変更し、8 者を任意指名した指名競争入札に切り替えて 4 週間後に再入札を行った。

開札の結果、8 者全てが応札したが、全者が予定価格超過のため、同じ日に応札した 8 者で再度入札を行ったが、3 者が辞退、4 者が不参加、応札のあった 1 者も予定価格超過のため、不調となった。

再度入札で応札した業者と価格交渉を行った結果、予定価格内の見積りが提示されたため、落札率 99.5% で不調随意契約を行った。

不調となった理由としては、公園舗装、緑地整備工事と同様に年末にかかる工事で技術者等の人手の確保が難しい中、小規模な工事のために金額を下げてまでも落札したいという業者が少なかったものと想定される。

(委員)

土木や造園関係は不調が多いのか。他の建築や設備の工事も、不調随意契約が多いのか。

(事務局)

平成 25 年度の案件だが、秋にかけて土木、造園工事で不調が多くなった経緯がある。平成 26 年度については、これから報告するが、少し違った内容になる。

(委員)

技術者不足という理由を挙げていたが、不調から随意契約するまでの間に技術者を確保できる訳ではないと思う。随意契約に応じた経緯を推測できる範囲で答えてほしい。

(計画課長)

上位ランクの業者だと、下位に比べ技術者の確保がしやすいので、受注出来る業者が入ったと推測している。

(委員)

今までは、その業者でなければ出来ない工事であるため特命随意契約という説明が多かったが、不調になりどうしようもなくなって随意契約とする案件が増えてきている。入札の落札状況は改善してきているのか。

(事務局)

独自で調べた訳ではないが、新聞等の報道によると、少し落ち着きを見せている。不調になった案件についても、最終的に落札する割合は高くなってきている。

(委員)

状況に合わせて単価の見直しを行い、落札に持ち込むという状況になってきているのか。

(事務局)

国が何回も労務単価等を改定する姿勢を見せていて、国が改定すれば、全国の自治体もそれに習って改定するので、改善の方向に向かっていると考えている。

(委員)

夏の雲公園の工事は、業種が舗装工事となっているが、舗装なのか。

(道路公園課長)

舗装といえばアスファルトをイメージするが、土系の舗装である。アスファルトだと固すぎ、土だとえぐられてしまい、砂ほこりや水たまりが出来るということで、土に石灰を混入することにより、土より強い強度を保っている。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件5 空気清浄器の購入

(事務局)

当該機器は、本庁舎の喫煙室5か所に設置するために購入するものである。

区内の景気対策のために組まれた補正予算で購入するため、区内業者5者を任

意指名して指名競争入札を行った。開札の結果5者が応札した。

落札率が低くなったことについては、予算の積算の際に参考とした業者の見積金額が高く、その見積金額を基に予算を計上し、予定価格も設定したため、予定価格と入札金額とに乖離が生じたことと、指名競争入札により一定の競争性が生じたことが原因と想定される。

(委員)

空気清浄器は、以前に購入していなかったのか。

(総務課長)

昨年度、平成20年から使用していた空気清浄器を老朽化に伴って交換した。以前は40万円位で購入している。

(委員)

今回は1台あたりいくらか。

(総務課長)

12万6000円になる。

(委員)

平成20年から現在の間、機器の価格がこれだけ下がったということか。

(総務課長)

メーカーも品物も異なるので比較は難しいが、平成20年に比べれば大分安くなっている。

(委員)

その辺の状況は、把握していなかったのか。

(総務課長)

平成20年に購入した事業者から見積りをとったが、そこまで下がるとは、昨年度の段階では把握していなかった。

(委員)

その見積り業者は今回の入札に参加しているのか。

(総務課長)

今回は区内業者で入札を行った。見積り業者は区外業者のため参加していない。

(委員)

それにしても違いすぎる。平成20年に40万円位で、現在までの間に同じ機器は購入しているのか。

(総務課長)

その間は購入していない。

(委員)

見積内容のチェックが適切でない気がする。他の委員からも話があったが、予定価格を算定する時に、きちんとチェックする必要がある。

(経理用地課長)

今回は1者しか見積りをとっていなかった。経理用地課としては、日ごろから数社の見積りをとって適正な価格を把握するよう各所管課にお願いしているところだが、今回は予算査定の段階でのチェックも十分でなかった可能性がある。今後、予定価格の算定については、より適正になるよう各所管課に周知していきたい。

(委員)

比較できるよう複数者の見積りをとった上で、所管課で十分内容を審査し、予定価格を決める必要がある。

(経理用地課長)

電気系の機械は日進月歩で技術が進み、空気清浄器は各社力を入れて安いものが出てきている状況である。しっかり把握した上で今後の取り組みをしていきたい。

委員会最終意見

予定価格の算定では、複数者から見積りを取り、内容を精査する必要がある。

抽出案件6 救助袋の購入

(事務局)

当該物品の購入は、小・中学校に設置している非常時に2階・3階から降りる際に使用する斜降式・垂直式救助袋の老朽更新に伴う購入である。

災害時等における避難用器具として使用するため、安全性・操作性等を十分考慮

し、訓練等で使い慣れていることも重要であることから、過去の製品と互換性・統一性の確保された製品を指定して指名競争入札を行った。

予定価格は、予算積算時に防災設備会社から取った見積金額をもとに設定している。

警察・消防・防災用品に登録のある6者を指名し、開札の結果4者が辞退、1者が不参加、応札した残る1者が落札した。

落札率が低くなったことについては、前年度納入業者の見積金額が高く、その見積金額を基に予算を計上、予定価格も設定したため、予定価格と入札金額に乖離が生じたことと、入札により競争性が働いたことが原因と想定される。

(委員)

前案件と同じだが、5者が辞退や不参加というのはどのような理由か理解できない。これだけの予定価格であれば応札するのではないか。

(事務局)

辞退理由の記載がなかったため、見当がつかない。

(委員)

前案件と同様、予定価格算定にあたっての注意努力をお願いしたい。

委員会最終意見

予定価格の算定では、複数者から見積りを取り、内容を精査する必要がある。

抽出案件7 平成25年度学習机・椅子・天板の購入(単価契約)
音楽椅子ほかの購入
平成25年度学習机・椅子の購入(単価契約)

(事務局)

当該物品の購入は、区立小・中学校が保有する学習机・椅子等の老朽化が著しいものの更新、および学級増等による不足分の補充のために購入するものである。

小・中学校で使用する学習机・椅子等の購入については、従来から、学校長・教員・教育委員会事務局職員で構成する練馬区校具整備基準策定委員会で決定した製品を特命随意契約で購入している。

特命随意契約の理由は、児童・生徒への教育的な配慮から互換性・統一性を保つ必要があることに加え、毎年の老朽更新時には大量かつ多様な規格の製品を短期間で入れ替えるため、直接製造業者を指定して購入することにより、安定的な供給を確保するためである。

(委員)

従来から同じ業者から購入しているのか。

(学務課長)

平成18年から平成19年以降は同じ業者である。大量発注に対応できる業者が製造業者以外になく、また、子ども達に同じものを提供したいと考えている。来年度については、委員会において、改めて規格について確認したい。

(委員)

予定価格はどのように算定しているのか。

(学務課長)

製造業者の見積りをもとに積算し、契約時にも改めて見積りをとっている。

(委員)

互換性・統一性が必要だから特命随意契約という事だが、その業者がずっと見積りによって納入することが出来るとなると、本来の入札による競争原理から外れる。同業他社がないのであればやむを得ないが、いるのではないか。もう少し競争性のある方法があれば、それに越したことはない。

(委員)

事務機器のメーカーは他にもいると思う。予定価格を算定するにあたり、他業者にも見積りをとっているか。

(学務課長)

他社から見積りはもらっていない。

(委員)

手続としては足りないと思わざるを得ない。他に同機能の製品が世の中にあるのであれば、特命随意契約であったとしても比較する手続が必要だ。

(学務課長)

ご指摘の点を踏まえて、実際の事務手続きに反映させたい。

(委員)

価格についても適正か他社製品との比較をして、最善の価格を決めてほしい。

委員会最終意見

契約方法および契約金額が適切であるか、検討する必要がある。

工事等の入札不調について（報告）

（経理用地課長）

資料7に基づき説明

設計等委託成績評定の導入について（報告）

（経理用地課長）

資料8に基づき説明

（委員）

総括監督員は誰になるのか。

（経理用地課長）

課長になる。

（委員）

評定の結果は、全業者に結果を伝えるのか。

（経理用地課長）

全者に通知する。様式は決まっている。

（委員）

どのような通知か。満たさない場合は措置をとると書いてあるが。

（施設管理課長）

点数を記載した通知書を手渡しする。点数が悪い場合は私が立ち会う。

（経理用地課長）

建築等だと65点が普通で、65～60点はグレーゾーン、60点未満は一定の措置が必要になる。

（委員）

不良業者については指名停止等となるが、一定レベル以上の評定業者に何らか

の配慮はあるのか。

(計画課長)

土木工事では表彰制度があり、80点以上をとった業者には、優良工事の表彰をしている。

(委員)

一定レベル以上の評定業者に配慮がないのであれば、通知する必要はないのではないか。

(総務部長)

数年前から課題になっている。これを導入する事によって不良業者排除の目的もあるが、優良業者に対しては、総合評価方式による入札で加点する等、今後の方向として、このような制度に結び付けていくことになると思う。

(委員)

評価されないと意味がない。

平成25年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について(報告)

(事務局)

資料9、資料10に基づき説明

(委員)

指名停止2番と3番の指名停止後の状況はどのようになっているのか。

(事務局)

2番は契約締結前であったため、改めて業者を入れ替えて入札を行った。3番は契約を解除して、特命随意契約を行った。

(委員)

契約解除を行ったのは、業務の着手前か、着手後か。

(事務局)

着手前である。

(委員)

それぞれの理由は聞いたか。

(事務局)

両方とも人員を確保出来ないという理由であった。

(委員)

このような場合、違約金をとるのか。

(事務局)

違約金をとる場合もある。2番は契約前であったため、違約金をとっていない。
3番も違約金はとっていないと思うが、理由が思いだせない。

(委員)

とるべき事例であったか否か、後で教えてもらいたい。

その他

次回開催日程については、平成26年12月17日を予定